○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科研究部規程

〔平成29年３月16日
規　則　第　５　７　号〕

改正　　令和元．6.27　元規則13　令和４．3.17　３規則41
令和６．2.15　５規則48

（目的）

第１条　この規程は、国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年４月１日規則第２号）（以下　「大学院学則」という。）第４条の２第３項の規定に基づき、大学院人文社会科学研究科研究　部（以下「研究部」という。）に関し必要な事項を定める。

（研究部）

第２条　大学院学則第４条の２第１項の規定に基づき、大学院人文社会科学研究科に研究部を置く。

（研究領域）

第３条　大学院学則第４条の２第２項の規定に基づき、研究部に、次の研究領域を置く。

研究領域
哲学・芸術学
史学
文学
言語学
人類学・地理学
法学
政治学
経済学
経営学
商学
社会学

２　研究部を担当する教員は、いずれかの研究領域を担当するものとする。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

附　則（令和元．6.27　元規則13）

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和４．3.17　３規則41）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６．2.15　５規則48）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。